

マイナンバーカードの予約制臨時窓口のご案内

本窓口は【完全予約制】です。また、カードの「お受け取り」は臨時窓口では対応しておりません（別府市役所本庁GF市民課での対応となります）。対応している手続きは、以下詳細をご確認ください。

臨時窓口（開設情報）

開設場所	トキハ別府店 5F（東館）ホール（別府市北浜2丁目9-1） ※1F 無印良品横エレベーターか4F Seria 前エスカレーターで会場へ ※手続きに来られた方は、2時間駐車場無料です。
開設期間	令和8年9月15日（火）～令和9年3月31日（水）予定 ※平日を中心に開設予定です。詳細は市報や別府市公式ホームページでお知らせします。
開設時間	10:00～12:00 / 13:00～16:30
ご予約方法	【9月1日から予約受付開始】 ※ご希望日の前日までにご予約ください。 ・インターネット予約：専用予約フォーム（24時間受付）から手続きいただけます。 ・お電話でのご予約：コールセンター（フリーダイヤル）からお申し込みください。（0120-153-445）  <臨時窓口の開設・予約方法> 別府市公式ホームページ

1. 電子証明書の発行（更新）

e-Taxなどの電子申請やマイナポータルへのログインに必要な電子証明書の発行・更新手続きです。

ご本人が手続きされる場合	・本人のマイナンバーカード ・住民基本台帳用暗証番号（数字4桁） ・電子証明書の暗証番号 （署名用：英数字6～16文字 / 利用者証明用：数字4桁） ※署名用はカード発行時に15歳未満の方や搭載不要を選択された方には搭載されていません。
代理人が手続きされる場合	【原則2回お越しいただく必要があります】 1回目の受付後に必要書類の確認・郵送処理等を行いますので、同日に手続きは完了しません。 ・本人のマイナンバーカードおよび暗証番号 ・代理人の本人確認書類 1点（有効期限内かつ官公署発行の「顔写真」付き） ※例：マイナンバーカード、運転免許証、旅券など ・照会書兼回答書 原則として1回目の受付後に本人へ郵送します。本人が回答書・委任状欄をご記入いただき、2回目の来庁時に代理人の方がお持ちください。 ※電子証明書の有効期限通知書に同封されていた「照会書兼回答書」（回答書・委任状欄を本人が記入したもの）をお持ちいただくと、1回で手続きが完了します。 👤 18歳未満のお子様の手続き 住民票が同一世帯の法定代理人が行う場合は、上記の「照会書兼回答書」は不要です。

2.券面更新（住所変更に伴う住所書き換えなど）

他市区町村からの転入や別府市内での転居、住居表示などでカードの記載内容を変更するお手続きです。

ご本人が手続きされる場合	・ 本人のマイナンバーカード ・ 住民基本台帳用暗証番号（数字 4 桁） 🔔 同時手続きの注意 電子証明書の同時発行・更新もご希望の場合は、電子証明書の暗証番号も必要です（本人申請に限り当日完了します）。
代理人が手続きされる場合	上記 2 点に加え、以下の書類がすべて必要です。 ・ 代理人の本人確認書類 1 点（有効期限内かつ官公署発行の「顔写真」付き） ※例：マイナンバーカード、運転免許証、旅券など ・ 委任状（住民票が「別世帯」の場合のみ必須）

3.暗証番号の再設定

暗証番号を忘れてしまった場合や、ロックがかかってしまった場合の再設定のお手続きです。

ご本人が手続きされる場合	・ 本人のマイナンバーカード
代理人が手続きされる場合	【原則 2 回お越しいただく必要があります】 1 回目の受付後に必要書類の確認・郵送処理等を行いますので、同日に手続きは完了しません。 ・ 本人のマイナンバーカード ・ 代理人の本人確認書類 2 点（有効期限内のもの） ※うち 1 点は必ず「官公署発行の顔写真付き」が必要です。 ※例：マイナンバーカード、運転免許証、旅券、資格確認書、年金手帳など ・ 照会書兼回答書 原則として 1 回目の受付後に本人へ郵送します。本人が回答書・委任状欄をご記入いただき、2 回目の来庁時に代理人の方がお持ちください。 🔔 18 歳未満のお子様の手続き 住民票が同一世帯の法定代理人が行う場合は、上記の「照会書兼回答書」は不要です。

△ 法定代理人（成年後見人など）によるお手続きについて

上記に当てはまらない成年後見人等によるお手続きは必要書類が異なります。事前に「別府市役所市民課マイナンバーカード推進室」まで直接お問い合わせをお願いいたします。☎ 0977-21-1533

【お問い合わせ・ご予約】

別府市マイナンバーカード手続きサポートコールセンター

 **フリーダイヤル: 0120-153-445**

受付時間: 8:30～20:00(土日・祝日を含む全日受付)